

フォレンジック調査実施約款

1. 調査開始前のお願い

- (1) 調査の実施にあたっては、お客様と調査対象機器の所有者または使用者との間で、デジタル・データの複製および調査に関する同意を得ていることを前提と致します。
- (2) 前項の同意がない場合に生じた問題について、当社では一切の責任を負いかねます。

2. 調査対象機器の取扱い

- (1) 調査対象機器が筐体（ケース）などの内側に存在し、機器の取外しが必要な場合、取外し作業はお客様に実施していただきます。機器の取外し作業時における破損等に関して当社は一切の責任を負いかねます。

例：パソコンから調査対象機器を取外す作業や、取外しが禁止されているラベルの除去など

- (2) 調査対象機器が筐体（ケース）などの内側に存在し、機器を取外して調査を実施する場合、筐体（ケース）と調査対象機器の関連付けについて、当社は一切の責任を負いかねます。

「調査対象機器がどの筐体（ケース）に入っていたか」等につきましては、お客様にて記録と管理をお願い致します。

- (3) 調査対象機器を当社にてお預かりする場合には、厳重な管理を行いますが、不慮の事故・自然災害などにより調査対象機器またはそのデジタル・データが破損する可能性があります。この場合において、当社は一切の責任を負いかねます。

- (4) 調査対象機器本来の機能や性能により発生するデジタル・データの劣化や損傷について、当社は一切の責任を負いかねます。

例：エラーセクタのある原本 HDD を複製した結果、原本 HDD 側のエラーセクタが増加した場合など

3. 調査対象機器の複製

- (1) 調査対象機器のデジタル・データは、一部または全部を専用装置またはソフトウェアにて複製し、複製したデジタル・データを調査対象に致します。
- (2) 調査対象機器のデジタル・データを複製することが技術的に困難な場合には、調査対象機器自体のデジタル・データを直接の調査対象と致しますが、当社の調査によりデジタル・データが変化した場合、当社では一切の責任を負いかねます。

- (3) 調査対象機器のデジタル・データには、著作権で保護された著作物、使用許諾契約により複製が制限されているデジタル・データが含まれている可能性があります。複製の作成に関し、著作権者との交渉や許諾はお客様にてお願い致します。当社では、著作権に関する処理は済んでいることを前提として、作業させていただきます。

4 . 調査範囲について

- (1) 「フォレンジック調査依頼書」に記載のない項目は、調査対象外となります。
- (2) 調査過程において調査依頼項目に関連しない事象が発見された場合、報告書への記載は行われません。
- (3) 調査範囲は、調査対象機器上のデジタル・データのみが対象となり、それ以外は対象となりません。
- (4) 調査対象機器上のデジタル・データについては、一般的な装置・ソフトウェアから読取りが可能な範囲が対象となります。特殊な装置（例：磁気顕微鏡など）でなければ確認が行えないデータや痕跡については調査対象外となります。
- (5) デジタル・データが暗号化やパスワードで保護されている場合、それらの保護機能を解除する為の情報が提供され、調査可能な状態とならない場合には、調査対象外となります。

5 . 調査報告について

- (1) デジタル・データの状況によっては、調査依頼項目に関連したデータが何も発見されない可能性があります。
- (2) 調査結果は、調査時点でのデジタル・データの状態に基づくものであり、過去において関連するデータが存在していなかったことを証明するものではありません。
- (3) 調査結果には万全を尽くしておりますが、データ量と調査時間によっては、検索結果の見落とし等が発生する可能性があります。
- (4) 報告書の内容に関する最終判断は、お客様にてお願い致します。

6 . 納品物の管理に関して

- (1) 調査対象機器のデジタル・データの複製物は、調査終了時点で、お客様へ納品もしくは返却、またはデジタル・データを完全消去（初期化）させていただきます。
- (2) 当社からの納品物にはデジタル・データの複製が含まれる場合がございます。その場合には、デジタル・データが破損等をしない状態での管理をお願い致します。納品後のデジタル・データの破損等について、当社は一切の責任を負いかねます。
- (3) 複製したデジタル・データには、著作権により保護された著作物が含まれている可能性があります。当社では、複製されたデジタル・データに含まれる著作物の権利関係について一切の責任を負いかねます。

以上